

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 令和元年度第1回審議概要

開催日及び場所	令和元年6月4日（火） 大阪合同庁舎第一号館 第1別館2階 203共用会議室	
委員	芥川真一（神戸大学大学院工学研究科教授 第二部会長 今回抽出担当者） 瀧 圭吾（神戸大学大学院法学研究科教授 ） （五十音順）	
審議対象期間	平成31年1月1日 ～ 平成31年3月31日	
報告事項	①発注状況報告 ②指名停止措置の運用状況報告 ③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ④再度入札における一位不動状況報告 ⑤低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑥一者応札の発生状況報告 ⑦不調・不落の発生状況報告 ⑧高落札率の発生状況報告	（備考） ・①～⑧について、整備局資料に基づき説明を行った。
審議事項	総件数	（備考）
①抽出案件	6件	[抽出件名]
<工事> 一般競争入札方式（政府調達協定対象） 随意契約	1件 1件	・神戸港第五防波堤撤去等工事 ・神戸港航路附带施設対策工事
<業務> 簡易公募型競争入札方式	3件	・堺泉北港堺2区臨港道路地震災害検討業務 ・ドライドック施設復旧設計 ・舞鶴港和田地区道路（上安久線）附带施設磁気探査
<物品役務> 一般競争入札方式	1件	・フォークリフト修理

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <p>①発注状況報告</p> <p>②指名停止措置の運用状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止の範囲について、全国とする場合と近畿のみとする場合の違いは何でしょうか。 <p>③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告</p> <p>④再度入札における一位不動状況報告</p> <p>⑤低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告</p> <p>⑥一者応札の発生状況報告</p> <p>⑦不調・不落の発生状況報告</p> <p>⑧高落札率の発生状況報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当局発注工事における事故であれば、近畿管内としますが、談合や独禁法違反などの場合は全国的に行うこととなります。

意見・質問	回答
<p>【審議事項】</p> <p>1. 一般競争入札方式（政府調達協定対象） 「神戸港第五防波堤撤去等工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去工に上部コンクリート撤去とありますが、この下部の撤去については別途行うということでしょうか。 ・入札で無効となった業者がいますが、これらの業者はある程度の実績があるにも関わらず、今回無効となっているかと思えます。その原因は、調査基準価格が高すぎたということはないのでしょうか。 ・被覆防食については、海中で作業する工事ということでしょうか。 ・本工事の指定テーマについて、「施工場所の特性に配慮した撤去方法に関する工夫とその効果」となっており、参加業者は施工場所の特性を十分把握していないと技術提案できないと考えられますが、発注者側と 	<ul style="list-style-type: none"> ・その通りです。 ・調査基準価格は、適正な基準に従い算出しております。入札業者が想定する調査基準価格の少し上の価格で入札した結果、わずかに調査基準価格を下回ってしまったものと想定されます。 ・その通りです。 ・参加業者へは、入札説明書のうち施工場所等が示された特記仕様書で位置図等の詳細を示しております。例えば、施工場所の近くに航路がある場合、航行する船舶に支障を与えないような施工方法がとられるかと思えます。

<p>してどういった前提でこのテーマを設定しているのでしょうか。例えば、何らかの情報を与えているのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術提案に関する点数というのは、どういった内容で差がついているのでしょうか。 ・ 提出される3つの提案は、各業者で同じ内容が重なって提案されることもあるのでしょうか。 	<p>従いまして、参加業者はこれらの情報をもとにしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1つのテーマに対して3つずつ提案を提出頂いております。提出された提案に関しては、過去の評価結果や提案の効果等について当局で確認した上で点数をつけており、結果的にそれぞれの点数に差が出たということになります。 ・ あります。
--	---

意見・質問	回答
<p>2. 随意契約 「神戸港航路附帯施設対策工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が相次ぎ、慢性的な人手不足等もあったなかで、この工事を実施する上で困難なことはあったのでしょうか。 ・ 8月の出動要請後の9月にも台風21号による被害があったが、これも含まれるのか。 ・ 過去の災害で、被害を受けた施設が流れてしまっ行って行方が分からなくなってしまった事例はあるのでしょうか。 ・ 見積り合わせは、工事がすべて完了してからになるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者等については、スムーズな対応ができるように、普段からどういった資機材を保有しているかの確認であったり、定期的な防災訓練などにも参加頂き、災害時の対応について各社が確認しております。そういった総合的な取り組みもあり、今回は円滑に対処できたと考えております。 ・ どちらの台風による被害か明確に分けられないため、一部含めています。 ・ 船舶の航行に支障が生じる場合には、海事関係者や漁業関係者から通報があります。そういった際には当局で随時対処している次第です。また、色々な財産が海に流れたのかどうかもわからない事例はあります。 ・ その通りです。災害時ですので、使用した資機材や人員などに応じて、最終的な見積りを算出しております。

意見・質問	回答
<p>3. 簡易公募型競争入札方式 「堺泉北港堺2区臨港道路地震災害検討業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、コンピューターのシミュレーションなどを主に行うのでしょうか。 ・想定される地震の規模や、該当エリアの液状化対策の有無の情報も含まれるのか。 ・本委員会では、これまで神戸港の岸壁等の耐震対策工事等を審議してきましたが、本案件の該当地区においては、そのような対策工事は完了しているということでしょうか。 ・参加業者が1者であったことは想定内なのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そういった内容も一部ございますが、主には一般に公表されている資料などの情報収集・整理を行い、実際の地震時の被害想定などを検討する業務です。 ・そのような情報も収集し、南海トラフ地震等による被害想定等を行うものです。 ・耐震対策については、道路の耐震対策は済ませているところです。本業務では、例えば、道路のまわりの電柱などの倒壊等によって道路が塞がり、防災拠点の機能が発揮されないということを防ぐための検討業務になります。 ・発注前の段階では、ある程度の参加可能業者数を見込んでおりましたが、結果的には1者のみの参加になったものです。本業務の発注時期が年度末になったこともあり、繁忙期に余力のある業者が少なかったことが想定されます。

意見・質問	回答
<p>4. 簡易公募型競争入札方式 「ドライドック施設復旧設計」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加業者の技術点が少し低いように思えますが、参加業者が1者ということもあり、特にこの点数は問題にならないということでしょうか。 ・浸水で被害を受けたかと思いますが、再設計をするにあたり、施設を原形復旧するのみではなく、アップグレードしているのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の評価は、「概ね理解している」というB評価であり特に悪いものではありません。また、競争となった場合には、他の業者に優れている点があればその業者の方が点数が高くなります。 ・同レベルの高潮があった場合に、再び電気系統が故障してしまうため、全ての施設を嵩上げをして再設計しております。

意見・質問	回答
<p>5. 簡易公募型競争入札方式 「舞鶴港和田地区道路(上安久線)附帯施設 磁気探査」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格の算定式に準じて算定した価格以上のため対象外とあるのはどういった意味でしょうか。 ・舞鶴港でこういった磁気探査を行う必要があるということは、どういった背景があるのでしょうか。 ・爆弾等については、海底に少し埋まっている状態だと思いますが、どれくらいの深さまでなら磁気探査が可能なのでしょうか。 ・今回の工事場所以外で、こういった磁気探査をしなくても良いのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格は、1,000万円を超える業務であれば設定することとなります。100万円を超え1,000万円以下の業務の場合は、調査基準価格に準じて算定した価格以上の入札が必要となります。今回は、調査基準価格に準じた価格以上であり、履行確実性の評価は必要なかったということです。 ・旧日本海軍が爆弾等を投棄したとされる場所であり、過去に磁気探査により爆発物も発見されていますので、港湾工事を行う際は、磁気探査が必要と考えられます。 ・爆弾の大きさにもよりますが、2メートルから4メートルほどまで可能となっております。 ・爆発物の危険性が考えられる場所で海底面を触るような場合は、本業務のような磁気探査が必要となる場合があります。

意見・質問	回答
<p>6. 一般競争入札方式 「フォークリフト修理」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検の頻度はどれくらいでしょうか。また、過去の傾向としてどのような業者が点検を請け負っているのでしょうか。 ・修理費が高いように思えるが、フォークリフトの購入費は、いくらでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検については、法令に基づき毎年実施しています。過去の傾向としましては、フォークリフトを製造している業者が点検を請け負っております。また、今回はバッテリーの交換もございますので、他にも参加者がおりました。 ・平成20年3月に購入しており、約200万円程度です。

意見・質問	回答
7. 全体を通して ・質問なし	